

「学校施設の建替(及びコミュニティハウス複合整備)事業(上菅田小学校)」、  
「学校施設の建替(及びコミュニティハウス複合整備)事業(都岡小学校)」  
及び「学校施設の建替事業(汐見台小学校)」の事前評価調書(案)に対する  
市民からのご意見の内容とご意見に対する横浜市の考え方

○横浜市公共事業評価事前評価における市民意見

募集期間 平成30年9月3日～10月3日

市民意見 27件

いただいたご意見と、ご意見に対する横浜市の見解を、次のとおりまとめました。

事前評価調書(案)につきましては、今後の設計や、統合校に関するご要望を趣旨としたご意見でしたので、事前評価調書は修正無しとし、確定しました。

○お寄せいただいたご意見と横浜市の見解

別紙のとおり

No.	ご意見の概要	ご意見に対する横浜市の見解
<b>・施設に関するご意見</b>		
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所としての機能も必要不可欠。</li> <li>・学童保育のスペースが必要。</li> <li>・給食室は自校方式が一番良い。</li> </ul>	<p>本市では、留守家庭児童をはじめとする全ての子どもたちに豊かな放課後を過ごす場所と機会を提供するため、平成31年度末までに放課後キッズクラブを全市立小学校に整備することとしています。</p> <p>留守家庭児童対策としては、放課後キッズクラブと放課後児童クラブの2つの事業を引き続き進めていきます。</p> <p>いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
2	各校に給食施設を作ってほしい。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
3	給食室、体育館の冷暖房を備えてほしい。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
4	給食室、体育館の冷暖房を備えてほしい。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
5	体育館にエアコンを入れてほしい。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
6	学校施設の建替えに合わせ、中学校の給食も一緒に作れるような施設にしてほしい。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
7	体育館、給食室の冷暖房設備の完備を検討すべき。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
8	特別室（体育館・理科室・家庭科室・図書室・視聴覚室etc）、職員室、校長室、保健室、給食調理室などへの空調設備の完備。	特別教室（図書室、理科室、調理室（小学校は家庭科室）、美術室（小学校は図工室）の4教室）の空調設備設置は、31年度までに完了する予定です。
9	給食室の充実	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
10	建替時に中学校にも給食を供給できる施設を作ってほしい。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティハウスへの冷暖房設置。</li> <li>・給食室等の整備。</li> </ul>	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎への最新の耐震補強。</li> <li>・校舎以外の施設・設備の安全面。</li> </ul>	<p>学校施設への耐震補強は、27年度末に完了しています。</p> <p>校舎以外の施設・設備の安全面についても、配慮しながら建替えを進めていきます。</p>

・施設に関するご意見		
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館等安心安全が保てるような建物にしてほしい。</li> <li>・建替時に井戸を整備してほしい。</li> <li>・災害時に役立つような給食室にしてほしい。</li> </ul>	建替後の校舎や体育館についても、最新の基準等で整備を進めていきます。 いただいたご意見は参考とさせていただきます。
14	中学校にも給食が欲しい。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
15	<b>【上菅田小学校】</b> 井戸を設置し、比較的大きなビオトープを設置してはどうか。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
16	<b>【都岡小学校】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・井戸を設置し、ビオトープを設置してはどうか。</li> <li>・屋上緑化など。</li> <li>・シンボルツリー（センダンの木）タイムタワーはできるだけ残してほしい。</li> <li>・渡り廊下を3階にも設置してほしい。</li> <li>・帷子川流域の内水氾濫地域であるなら、校庭に遊水地を設置してほしい。</li> </ul>	都岡小学校の一部は、内水氾濫による深水深2cm未満（道路冠水想定）の浸水想定区域となっています。 いただいたご意見は関係部局に情報共有させていただきます。
17	<b>【汐見台小学校】</b> 潮見塔を屋上設置してはどうか。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建替えはフェアで公開性が高い。</li> <li>・災害時の避難所として、より機能する学校にしてほしい。</li> </ul>	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
・上菅田小、笹山小の統合に関するご意見		
19	建替後の上菅田小学校の校名は、従来通り「上菅田小学校」にしてほしい。	統合校の学校名案について、平成29年10月に上菅田小学校と笹山小学校の児童及び両校の通学区域にお住まいの方に学校名アンケートを実施しました。アンケート結果を参考として「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会の中で検討いただき、上菅田小学校、笹山小学校の両校の名称の一部が学校名に入る「上菅田笹の丘小学校」に決定しました。

20	<p>通学区域を適切な規模に保つため、笹山小と上菅田小の学区を検討してほしい。</p>	<p>平成29年5月1日時点で笹山小学校は、一般学級数6学級、一般学級児童数84名の小規模校で、横浜市で最も児童数が少ない学校であり、小規模校の状態が継続していくことが見込まれていました。          笹山小学校の学校規模の適正化に向けた対応については、「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会において、通学区域変更案では対応が困難であることを確認し、本部会での議論を経て、教育環境の向上の為、隣接校である上菅田小学校と平成32年4月に学校統合を行うことを決定しました。</p>
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 笹山小へ通学する際に通学支援策を示して、意見を聞いてほしい。</li> <li>・ 上菅田小学校を建替える際に、近隣中学校にも給食を供給できるようにしてほしい。</li> </ul>	<p>現笹山小学校の校舎までの通学距離が、横浜市で望ましい通学距離とする片道おおむね2kmを超える児童につきましては、現上菅田小学校の建替工事期間中の通学支援策について検討を進めております。現在、他自治体での事例研究や、対象地域の状況把握を進めており、公共交通機関の活用や、スクールバスの運行等、様々な手法から、地域の実情をふまえ、適切な通学支援策を検討していきます。          いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
22	<p>笹山小は残し、学区を適正規模に保ってほしい。</p>	<p>平成29年5月1日時点で笹山小学校は、一般学級数6学級、一般学級児童数84名の小規模校で、横浜市で最も児童数が少ない学校であり、小規模校の状態が継続していくことが見込まれていました。          笹山小学校の学校規模の適正化に向けた対応については、「上菅田小学校・笹山小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会において、通学区域変更案では対応が困難であることを確認し、本部会での議論を経て、教育環境の向上の為、隣接校である上菅田小学校と平成32年4月に学校統合を行うことを決定しました。</p>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上菅田小建替中に西谷地域から笹山小までの通学バスが必要。</li> <li>・ 上菅田小に給食施設を作る際、近隣中学校にも給食を供給できるようにしてほしい。</li> <li>・ 少人数学級を実行して欲しい</li> <li>・ 教員の負担軽減を真剣に考えて欲しい。</li> </ul>	<p>現笹山小学校の校舎までの通学距離が、横浜市で望ましい通学距離とする片道おおむね2kmを超える児童につきましては、現上菅田小学校の建替工事期間中の通学支援策について検討を進めております。現在、他自治体での事例研究や、対象地域の状況把握を進めており、公共交通機関の活用や、スクールバスの運行等、様々な手法から、地域の実情をふまえ、適切な通学支援策を検討していきます。          いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
24	<p>建替時に中学校にも給食を供給できる施設を作ってほしい。</p>	<p>いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
25	<p>建替時に中学校にも給食を供給できる施設を作ってほしい。</p>	<p>いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>

・ご意見ではなくご質問

26	コミュニティハウスの「学校施設活用型」と、「条例設置型」の差を説明してほしい。	コミュニティハウスの「学校施設活用型」は、学校の余剰教室を活用し教育委員会事務局が設置するもので、「条例設置型」は、条例に基づき市民局が設置するものです。
27	汐見台小学校と複合化する施設はないのか？	汐見台小学校は都市計画法で定められた「一団地の住宅施設」の地区となっており、他の施設との複合化は困難なため、地域の方の意見も参考とし、複合化はしない方向で建替えを進めることになりました。